

役員退職手当支給規程

財団法人 児童育成協会

財団法人児童育成協会役員退職手当支給規程

(平成8年規程第2号)

(総則)

第1条 児童育成協会の役員（非常勤の役員を除く。以下「役員」という。）に対する退職手当の支給については、この規程の定めるところによる。

(支給対象)

第2条 退職手当は、役員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

(退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、在職1月につき、役員が退職した日における俸給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額とする。ただし、第5条後段の規定により引続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの俸給月額に100分の12.5の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

(在職期間の計算)

第4条 退職手当の算定の基礎となる在職期間及び役職別期間の月数の計算については、役員となった日から起算して暦にしたがって計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは、1月と計算するものとする。

2. 前条ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在職期間の在職月数をこえるときは、役職別期間のうち、端数の少ない在職月数から当該こえる月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

(再任等の場合の取扱い)

第5条 役員が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員となったときは、退職手当の支給については、引き続いて在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員となったときも同様とする。

(端数の処理)

第6条 退職手当の額を算出するにあたり、支給額に100円未満の端数が生じたときは、100円に切り上げるものとする。

(遺族の範囲及び順位)

第7条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で役員の死亡当時主としてその収入に

よって生計を維持していたもの

(3) 前号に掲げる者のほか、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2. 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。
3. 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

附則

この規程は、平成8年8月1日から施行する。

附則（平成9年3月27日改正）

1. 第3条中の「100分の36」を当分の間「100分の18」とする。
2. この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附則（平成15年3月25日改正）

1. 第3条中の「100分の28」を当分の間「100分の18」とする。
2. この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附則（平成22年3月31日改正）

1. 平成22年4月1日（以下「基準日」という。）の前日に在職する役員が基準日以降引き続き在職した後に退職し、又は解任された場合のその者（第5条後段により引き続き在職したものとみなされた者を含む。）の退職手当の額は、第3条の規定にかかわらず、基準日の前日における俸給月額に基準日の前日までの在職期間1月につき100分の18の割合を乗じて得た額と当該退職等の日における俸給月額に基準日から退職等の日までの在職期間1月につき100分の12.5の割合を乗じて得た額の合計額とする。
2. 前項の規定において、各在職期間の月数の計算については、それぞれに暦に従って計算するものとし、端数を生じたときは1月と計算するものとする。ただし、各在職期間の月数の合計が第4条の規定により計算した在職期間の月数を超えるときは、端数の少ない在職期間の月数から1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときには後の在職期間の月数から1月を減ずるものとする。
3. この規程は、平成22年4月1日から施行する。